

国民健康保険の被保険者証を更新します

保険証

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158 有効期限 令和

現在お使いの国民健康保険の保険証は、7月31日(水)で有効期限が切れます。
8月1日(木)から有効となる新しい保険証を、7月下旬に発送します。

●新しい保険証は世帯主宛に「水色の封筒」で送付します

新しい保険証は、世帯主宛にまとめて送付します。人数の多い世帯(被保険者が5人以上)は、封筒が複数になりますのでご注意ください。

8月1日(木)以降に医療機関などで受診する際は、新しい保険証を使用してください。また、有効期限の切れた保険証は使用できませんので、破棄してください。

なお、新しい保険証が届いた人で、他の健康保険に加入している人は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。市民生活課または各支所地域振興室で手続きをしてください。

●12月2日(月)から、保険証の新規発行を終了します

なお、12月1日(日)以前に発行する保険証は、有効期限まで使用できます

12月2日(月)から保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証※1に一本化されます。12月1日(日)以前に発行する保険証は、有効期限まで使用できます。

8月1日(木)から有効となる新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日(木)です。

ただし、次の表に該当する人は、有効期限が短くなっています。有効期限によって、あらためて表のとおり証または書類を交付します。

	区分	保険証の有効期限	あらためて交付する証または書類	
			有効期限が11月30日(土)以前	有効期限が12月1日(日)以降
①	75歳に到達する人	75歳の誕生日の前日	後期高齢者医療制度の保険証	■ マイナ保険証を持っていない人は、資格確認書※2
②	70歳に到達する人	70歳の誕生月の月末 ※誕生日が1日の人は 誕生日の前日	国民健康保険の 保険証兼高齢受給者証	■ マイナ保険証を持っている人は、資格情報のお知らせ※3

①…75歳の誕生日から「後期高齢者医療制度の被保険者」になります。広島県後期高齢者医療広域連合から、有効期限までにあらためて証または書類が交付されます。

②…70歳の誕生日の翌月(誕生日が1日の人はその月)から、市で所得区分を判定し、医療費の自己負担割合を決定します。有効期限までにあらためて証または書類を交付します。

※1 保険証の利用登録をしたマイナンバーカード

※2 マイナ保険証をお持ちでない人に交付する被保険者情報を記載した書類(保険証と同じサイズ)。資格確認書のみで医療機関などを受診できます。

※3 マイナ保険証をお持ちの人に交付する被保険者情報を記載した書類(A4用紙サイズ)。マイナ保険証に対応していない医療機関などを受診する場合に、マイナンバーカードと併せて提示することで受診できます。